

# 生活保護基準戻せ

## 広島地裁判決受け 原告ら国に要請

国による生活保護費の基準引き下げは、生存権を保障した憲法に違反するとして、広島県内の利用者63人が国や自治体に処分取り消しを求めた訴訟の判決をうけ、原告らが3日、厚生労働省に要請しました。

### 物価高 裁判長引かせないで

広島地裁は2日、原告らの請求を認め、減額処分を取り消す判決を出しました。要請では、厚生省に対し自治体に控訴しないよう指導し、引き下げ前の生活保護基準に戻すよう求めました。

要請後、衆院第1議員会館で原告らが会見しました。中村絹枝さん(79)は、9年に及ぶ裁判闘争にふれ、判決に「涙が出た」。香典が包めず葬儀にも出られない生活状態も、

赤裸々に語ってききました。異常な物価高騰は暮らしをさらに圧迫しています。「どうやって生活しようかと。国はこれ以上、裁判を長引かせないで」と訴えました。

年、「デフレ調整」などを基準に生活保護費を最大10%削減しました。広島地裁は2日、厚生相による引き下げを「裁量権の範囲を逸脱、または乱用するもの」として、提訴後に死亡した原告などを除く51人に対する減額処分を取り消しました。国の判断について「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く」として、生活保護法に違反していると判断しました。

金広孝史さん(68)は、低すぎる生活保護費によって今夏はエアコンの利用もできませんでした。より安い店で食材を買い求める日々です。「裁判所は(私たちの主張を)認めてくれた」と語りました。

同様の訴訟は全国29地裁で起こされ、判決は22件目。減額取り消しの1審判決は12件目です。11月30日、名古屋高裁で2件目の高裁判決が出る予定です。

要請書を国に提出する原告と弁護団ら(左)＝3日、衆院第1議員会館

